

言語社会研究科 博士審査要旨

論文提出者 丸山 真幸
論文題目 文学の政治 —ジョルジュ・バタイユの主権論—
論文審査委員 鵜飼 哲、佐々木 滋子、湯浅 博雄

1 本論文の構成

本論文は20世紀フランスの作家・思想家ジョルジュ・バタイユの思想を、著者に固有の主権＝至高性概念の解明を目的として、主として文学論の分析を通して考察したものであり、政治論としての性格も併せもつ領域横断的な研究である。

目次

凡例

序文

第一部

第一章 主権の思想家としてのバタイユ

第一節 文学と政治—主権へのアプローチ

第二節 神にして獣—主権の形象

第三節 文学の主権、文学の政治

第二章 文学の権利—贈与、狂気、戦争

第一節 芸術の経済

第二節 オレストの罪責感

第三節 戦争と文学

第二部

第一章 到来する自由—詩の悪について

第一節 詩の自由

- 第二節 自己に反した自由
- 第三節 二元論と（しての）道徳

第三章 アンガジュマン文学の可能性

- 第一節 作家の無責任
- 第二節 総合なき否定性
- 第三節 アンガジュマン文学

第三部

第一章 非常事態にあるシュルレアリスム

- 第一節 決断の分有
- 第二節 脱人格化
- 第三節 共同体の不在

第二章 共謀性をめぐる考察

- 第一節
- 第二節
- 第三節

結論 主権は何ものでもない

文献表

2 本論文の概要

序章ではバタイユ研究の歴史における本論文の位置づけが述べられる。バタイユにおける至高性 (souveraineté) 概念は、著者自身の言明を根拠に、これまで政治的な主権 (souveraineté) 概念とは接点を持たないとみなされてきた。しかし、近年のいくつかの研究には両者を架橋しようとする志向が見られ、本論文ではこの方向性が選択されることが明言される。それとともに、制度論的な文学観に立つことによって、政治と文学を対立の相においてではなく、類比可能な営み

とみなす視点が採用されることが予告され、以上の基本的観点に立って各章の主題が提示される。

第一部は総論的な性格を持ち、バタイユが「詩」という言葉で言い表そうとした事柄に関する予備的分析が行われる。第一章では、バタイユの至高性概念の研究のために、本論文で著者が行った戦略的選択と呼びうるものが示される。主に考察の対象となるのは第二次世界戦後の1940年代および50年代のテキストであり、その中心は『宗教の理論』『至高性』などの未完草稿と、みづから創刊した雑誌『クリティック』に発表された多数の書評および同時期の書簡となる。第一節では、バタイユの至高性概念にもつばら美学的側面から接近する先行研究を批判的に吟味することによって、バタイユにとって芸術は供犠的なものであり、その限りで政治と不可分であることが主張される。第二節では、初期の小説『マダム・エドワルダ』および同作品への1956年版序文の分析を通して、この小説における諸々の動物の形象から「神にして獣」としての主権者の相貌が抽出され、後年の至高性＝主権論との接点が指摘される。第三節では、主権と主体という両概念の関係の哲学的検討が行われ、バタイユ的至高性が主体的性格を保持しつつもヘーゲルの弁証法の運動を逸脱する根拠が、それが、ヘーゲルが『精神現象学』の序文で「非力な美」と呼んだ「詩」と不可分であることのうちに求められる。第二章では、ハイデガーがバタイユに注目した理由が「聖なるもの」への共通の関心に求められ、この観点から後者の文学論が検討される。第一節では、バタイユの思考における他者の位置が問われ、彼が有用性と対立させる消費とは、非対象化的な他者認識の条件であるという洞察が示される。また、バタイユの贈与の思考が開く政治および法の可能性が、交換の論理に立つルソー的な社会契約論との対比のもとに検討され、それが「経済の中断」と呼ぶべき事態を呼び求めることが主張される。第二節では、そのことの例示として、1947年の作品『詩の憎悪』が取り上げられる。著者によれば、ギリシャ悲劇の翻案であるこの作品の核心は、主人公オレストの狂気のなかで憎悪と欲望が渾然一体であることに求められる。この観点から著者は、同時期のサルトルの戯曲『蠅』との比較を通して、バタイユの思想における法と罪責の関係を分析していく。第三節では、バタイユの戦争観がヘーゲルおよびロジェ・カイヨワの戦争観との対比を通して考察され、それが否定的ならざる敵との出会いの可能性として規定されるとともに、そこに彼の文学観との構造的同一性が見出されることが指摘される。この観点から『芸術作品の起源』におけるハイデガーの所説とバタイユの文学・芸術観の親近性が主張され、それとの関連でフーコーのバタイユ論における侵犯のモチーフの扱いが位置づけられる。そして第二次世界戦中、バタイユが戦死したドイツ兵の足を目撃し衝撃を受けた出来事の重要性が強調され、この例に即して彼に固有の他者経験の特質が考察される。

第二部からは各論的な考察に入り、まずサルトルの文学観とバタイユのそれとの比較検討が試みられる。第一章では、同時代の哲学者でシモーヌ・ヴェイユの評伝作者として知られるシモーヌ・ペトルマンとの関係で両者の哲学的立場の相違が論じられる。第一節では、バタイユの「詩」の思想が、サルトルの実存論的精神分析の基本概念である根源的選択とは異なり、意志に還元されない限りでの自由の肯定であることが主張される。第二節では、自由を実存に内在する運動とみなすサルトルに対するペトルマンの批判を参照しつつ、「自己に反する自由」という後者の概念とバタイユの「詩」の思想の親近性が指摘される。第三節では、道徳的な善悪二元論を神の超

越の先行性にもとづいて問い直すペトルマンの論考と、それに関するバタイユの論評の分析を通して、善の否定とは別の仕方では悪を思考する可能性が検討される。第二章では、前章の考察を踏まえ、サルトル的なアンガジュマン文学の概念に対するバタイユの批判の含意が考察の対象となる。第一節では、サルトルの『文学とは何か』における作家の責任論がシュルレアリスム批判として展開されていることを踏まえ、ブランショのサルトル論をも参照しつつ、主として『文学と悪』におけるバタイユのサルトル批判の理論的整理が行われる。第二節では、サルトル哲学とシュルレアリスムの関係が、両者のヘーゲル弁証法に対する位置取りを軸に検討される。作者と読者の相互承認を文学的営為のテロスとみなすサルトルにとって、シュルレアリスムは「不可能なもの」に行き着くしかない総合の契機を欠いた否定性の運動であった。しかし、バタイユにとっては反対に、可能性から不可能性への移行を思考しようとしなかったことこそがサルトルの限界だったのであり、バタイユのシュルレアリスム再評価もこの点と深く関係する。第三節では、『文学とは何か』以後のサルトルがアンガジュマン文学の当初の理論構成を部分的に修正し、かつて散文に対して否定的に規定されていた詩に対する評価を見直していった事情が考察される。ここでは自己の決断に対する他者経験の優越が暗黙に承認されており、このときサルトルの思考は、ブランショが『文学と死への権利』で語るところの、文学の「友にして敵であるような力」に多少とも接近していると考えられる。

第三部では、ブルトンおよびカミュという他の同時代の作家・思想家との関係を参照しつつ、バタイユの後期思想の襞を精査する作業が進行される。第一章では、第二次世界戦争前には激しい論争を交わした相手であるブルトンに対する、戦後のバタイユの姿勢の変化に注目し、その理由が問われる。第一節では、カール・シュミットの主権論を参照しつつ、彼が理想的共同体とみなしたカトリック教会との対比でシュルレアリスムの共同性が検討され、この思想運動の目標が、主権的決断を多数性に関くこととして規定される。第二節では、バタイユによるシュルレアリスム再評価の論理構造が分析され、彼がブルトンに固有の「脱人格化」の才能を肯定的に評価していることが確認される。シュルレアリスムの「自動記述」は、まさにこの点でカトリック的共同性を逸脱していくのである。第三節では、バタイユのこの洞察を彼の共同体論と突き合わせ、「決断しないことの決断」としてのシュルレアリスムの規定が、バタイユの至高性＝主権概念と通底することが指摘される。そして、彼の思想のこのような展開が、第二部第二章で検討された戦時中の経験と不可分であることが主張される。第二章では、バタイユのカミュ宛書簡を手がかりに、後期バタイユの至高性概念の形成過程におけるカミュとの対話の重要性が強調される。第一節では、バタイユによるカミュとサドとの比較から、この時期のバタイユの関心が、神や理性に依拠しない、情念にもとづく道徳の可能性にあったことが指摘される。第二節では、カミュの戯曲『カリギュラ』に関するバタイユの論評を参照しつつ、主権者が情念に貫かれる事態が、諸個人の情念における平等を露呈するという逆説が指摘され、それが、バタイユが交流（communication）と呼んだ至高性の分有の条件をなすことが主張される。第三節では、カミュの小説『ペスト』に関するバタイユの一見矛盾した複数の論評を分析し、これまで提出された「ペスト」の寓意的解釈を批判的に吟味したうえで、「ペスト」とは、無神論者と信者という両立不可能な存在を共謀関係に導く形而上学的条件であるという説が提出される。そして、『反抗的人間』の末尾でカミ

ユが語る特異な「中庸＝節度」(measure)の思想が、バタイユの至高性概念に及ぼした影響が確認される。

結論では、以上の所論が確認されるとともに、再度バタイユとブルトンの関係に立ち戻り、戦後の再評価においてみずからをシュルレアリスムの「内部の旧敵」と規定したバタイユにとって、「主権は何ものでもない」という言葉が意味するところは、否定を媒介としない友と敵との出会いの場としての境界の経験にほかならないことが確認される。

3 本論文の成果と問題点

本論文の成果は第一に、先行研究がかならずしも重視してこなかった諸著作に詳細な検討を加えることによって、後期バタイユの思想展開を独創的な仕方で跡づけた点に認められよう。そのことによって、バタイユの至高性概念と、政治的主権概念の関係に関しても、新たな知見が加えられたことは疑いを入れない。

第二に、サルトルとバタイユの文学観の比較検討が、これまで軽視されてきた当時の論争の文脈や同時代の他の思想家との関係に照明を当てることによって、きわめて説得的に遂行されたことである。サルトルの著作の読解に関しても注目すべき分析がいくつも見られ、戦後フランス思想史の発展に少なからぬ貢献をなしたことが認められる。

第三に、第二次世界戦争後にバタイユがシュルレアリスムを再評価した諸理由を多面的に究明し、ブルトンとの関係についてもこれまで一般に流布してきた認識に根本的な修正を迫る興味深い洞察を示しえたことである。両者の間の複雑な相互影響と反発の関係を仔細に検討した本論文の作業は、二十世紀文学史研究に重要な一石を投じるものである。

とはいえ、本研究にもいくつかの問題点は存在する。

第一に、従来のバタイユ像を修正する独創的な観点を打ち出そうとするあまり、バタイユの主要著作への参照がかならずしも十分になされず、扱われた個々のテキストの読解においても、不正確な把握や性急な断定が散見される。この点については今後、よりバランスの取れた叙述が求められよう。

第二に、論文全体の議論の展開がときおり把握しがたく、個々の細部と全体の関連が不分明に思われる部分が存在する。今後は議論の骨組みをより見え易くするように努め、明晰な叙述のスタイルを確立することが望まれる。

しかし、これらの問題点は、本論文が全体として達成した成果にくらべれば瑕瑾に類するものであり、その価値を大きく損なうものではない。本論文が、著者の今後の活躍をおおいに期待させてくれるすぐれたものであることにはかわりはない。

以上の判断のうえに、審査員一同は、本論文が独創的かつ優秀であることを認め、一橋大学博士(学術)の学位を授与することが適当であると考えている。

最終試験結果要旨

2010年3月10日

受験者 丸山 真幸
最終試験委員 鶉飼 哲、佐々木 滋子、湯浅 博雄

2010年2月3日、学位請求論文提出者 丸山真幸氏の論文および関連分野について、本学学位規定第8条第1項に定められた最終試験を実施した。

試験において、提出論文「文学の政治—ジョルジュ・バタイユの主権論」に関する問題点及び関連分野について質疑を行い、説明を求めたのに対して、丸山真幸氏は適切な説明を以て応えた。

よって審査員一同は、丸山真幸氏が学位を授与されるに必要な研究業績及び学力を有すると認定し、最終試験の合格を判定した。